



発行 東京都

目次

3

規則（教）

○学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則（人）

○任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則……………一

規程（交）

○東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（水）

○東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二

規則（教）

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第一号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

規則（人）

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月二十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和二十七年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準別表第一号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

規程(交)

●交通局規程第一号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十四日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(昭和三十三年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第八第三号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別表第八第三号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和三年二月二十四日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程別表第二第一号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第一号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十四日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程別表第二第一号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

